

カンボジア・トボンクムン控訴裁判所長モン・モニチャリヤ判事による 追悼の言葉

—森嶋昭夫先生の「知の遺産」はカンボジアで生き続ける—

カンボジア長期派遣専門家

伊藤みずき

1970年代から1991年まで長く続いた紛争と混乱を経て、カンボジアにおける法・司法制度は壊滅状態となっていました。平和を迎え、復興の道を歩み始めたカンボジア政府からの要請を受け、民法・民事訴訟法の起草支援を目的とするJICA法制度整備プロジェクトが開始されたのは、1999年のことでした。森嶋昭夫先生は、それに先立つ1997年、カンボジアのチャム・スグム司法大臣（当時）から、民法の起草を日本に支援してほしい旨熱心に伝えられたといます。その当時のことについて、森嶋先生は、「その時大臣は、涙を浮かべていたようにも見えました。あの熱意というのは、（ポル・ポト政権下で）あれだけの苦難を乗り越えてきた国の人だからこそ生まれるものだと思うので、私も非常に感動しました。これは何とかしなければならぬと、心を動かされました。」と語っておられました¹。

森嶋先生を団長とする調査団がカンボジア司法省との議論を重ねた結果、法制度整備プロジェクトが形成され、森嶋先生は、同プロジェクトで、民法作業部会の部会長を務められました。

民法という社会の基盤を成す法律の起草に尽力された森嶋先生は、言うまでもなく、カンボジアにおける法整備の歴史に残る存在です。森嶋先生が逝去されたというニュースを聞き、多くのカンボジアの法律関係者が、追悼の言葉をプロジェクトオフィスに寄せてくださいました。

追悼の言葉を伝えてくださった中のお一人で、カンボジア民法・民事訴訟法の起草当時、カンボジア側のワーキンググループ（以下「WG」という。）において中心的役割を担うメンバーの一人であったモン・モニチャリヤ判事（現トボンクムン控訴裁判所長）に、起草当時の森嶋先生との思い出や、現在の先生への思いなどについてお聞きしました。

起草当時を振り返って

私は、1999年に民法・民事訴訟法の起草のWGにメンバーとして加わりました。当時、私はプノンペン始審裁判所の判事で、裁判官としての経験は、3年程度でした。カンボジアの民法と民事訴訟法の歴史を振り返ると、同時に森嶋先生の思い出も蘇ってきます。

¹ 独立行政法人国際協力機構。世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援、文藝春秋企画出版、2018, 99p.

す。

当時、カンボジアでは圧倒的に法律が不足していました。特に民事分野の法律はほとんどなく、既に存在していた主要なものは、婚姻家族法と土地法くらいでした。国際会議に出席しても、カンボジアに法律がほとんどないことを伝えることになり、いつも恥ずかしい思いをしていました。そのような状況ですから、カンボジアでは、一刻も早く、新しい法律を作る必要がありました。そのためには、外国からの法整備支援が必要で、カンボジアでは、様々な国から支援を受け、法律が作られていきました。

日本の支援は、他国の支援とは違いました。日本が法律を作って、それをただカンボジアに渡す、というやり方はしませんでした。当時、カンボジアの人材は非常に限られていたため、カンボジア側が条文を一から作ることは難しく、日本側が条文の草案を作りました。その上で、日本は、カンボジア側の意見を聞き、日本側とカンボジア側と一緒に検討しながら条文を作り上げていきました。WGの会議で、森寫先生が、起草の目的について以下のようにおっしゃったことがとても印象に残っています。「民法・民事訴訟法の起草は、日本や日本人のためではない。カンボジアのための法律を作るのだから、カンボジア人の理解に基づいて出来上がったものでなければいけない。WGの皆さんは、とても大事な人材である。皆さんが努力して十分に法律を理解しなければ、将来他の人たちにその理解を伝えることができない。十分に理解して、この法律を普及してほしい。」これは、私たちにとって非常に重要で貴重なアドバイスで、森寫先生のこの言葉は、私たちカンボジア人の努力を支えてきました。

日本の法整備支援の功績

起草作業では、森寫先生をはじめ、日本の先生方が、まずはカンボジアの法律を理解しようとしたことがとても印象的でした。日本側もカンボジア側も、カンボジアの古い法律を調べ、理解をした上で、新しい条文を作り上げていきました。例えば、婚姻家族法や旧民法の条文について双方で調べ、その結果について議論し、理解を共有した上で、条文一つ一つについて議論していきました。

カンボジアの古い法律だけではなく、日本、フランス、ドイツなどの法律を参考にしながら、どのようなものがカンボジアにふさわしいものかについて議論し、条文が作られました。そのため、その内容は、現代的なものになっています。条文の用語についても、多くの時間を割いて議論し、言葉の使い方を工夫し、使う用語を決めていきました。

日本側が提案した制度について、カンボジア側が理解できず、そのような制度を導入することについて納得できない場合もありました。その都度、森寫先生は、その制度をなぜ提案しているのか、どのような場面で適用されるのか、なぜカンボジアでも検討すべきだと考えているのかなどについて、丁寧に説得的に説明してくださいました。そのようにして、日本側の説明を踏まえて、カンボジア側が検討して意見を出し、議論を進めていきました。

WGでは、日本側もカンボジア側もそれぞれテーマごとにグループ分けをしました。例えば、婚姻家族法についてはユー・ブンレン判事（筆者注：現最高裁判所副長官）が担当し、私は担保を担当しました。私が担保について調べたところ、カンボジアの法律上は、質権や人的保証についての規定はあるにはありましたが、それ以外はありませんでした。それで、日本側からは、それ以外にも様々な形の担保があることが紹介され、カンボジアの実務の状況も確認し、議論をしました。その結果、先取特権や留置権などの条文が導入されることになりました。当初、カンボジア側にとって、先取特権や留置権の概念を理解することは非常に困難でした。そこで、日本の先生方からセミナーを開催する形で説明をしていただきました。そのようなセミナーを開催していただいて勉強し、ようやく概念を理解することができるようになりました。このように、日本の支援は、ただ法律を起草してカンボジアに渡し、「後はカンボジアで適用してください」というようなやり方ではなく、日本とカンボジアとが共に考え、カンボジア人が理解し、自ら適用できるようにするために工夫されたものでした。

先ほども説明したように、森島先生からは、私たちカンボジア人が法律を理解し、次の世代に普及することが重要であるという言葉をもらいました。カンボジア側も、法律を作るだけでなく、次世代を育成できる人材が必要だと考えていました。日本の支援は、法律を作るだけでなく、カンボジアの人材育成にも大きく貢献するものでした。日本側のWGでは、私たちカンボジア側が理解できるように、それぞれの条文について、その条文の背景や趣旨、どの国の法律を参照して研究した結果、その条文となったのかなどについて説明し、起草の過程で、カンボジアの人材を育成してくれました。また、そのような説明を記載した資料も多く作成してくれました。その資料は、現在カンボジアで使用されている条文のコメンタリーの元となっているもので、こういった資料を提供していただいたおかげで、私たちの理解が深まりました。裁判官養成校での講義の際には、教官は、こういった資料を参照しながら教えています。現在まで人材育成を継続することができているのは、このような資料や教材まで作成していただいたおかげだと思っています。

このような方法で行われた日本の支援は、日本側においても多くの予算、時間、人材を費やした大変なプロジェクトであったと思います。しかし、その多大な貢献のおかげで、カンボジア社会にとって非常に重要な価値のある成果をもたらされたのです。

日本の桜と法律

私は、このプロジェクトに参加し、初めて日本に行きました。その時、とても美しい桜を見ました。私は、その桜の花をカンボジアに持って帰りたいと思いました。でも、その時、このようなことを考えました。もし、自分が桜の花をカンボジアに持って帰ったら、少しの間は美しい花を見ることができても、しばらくするとその花は枯れてしまい、花を見ることができなくなってしまうでしょう。でも、もし桜の木をカンボジアに持ってきて育てることができれば、すぐに花を見ることはできないが、しばらくすれば花が咲いて、

美しい桜の花が見られるようになり、そして、別の場所でも同じ桜の木を育てることができるようになって、より多くの人がある美しい桜を見られるようになります。私は、法律も、これと同じなのではないかと思ったのです。たとえすぐにカンボジアで法律ができあがっても、それを理解し、さらに、それを理解する次世代を育てられる人材が育成されなければ意味がない。日本の美しい桜を見て、このようなことを考えたことを覚えています。

森嶋先生にお伝えしたいこと

森嶋先生がカンボジアに捧げてくださった時間や知識は、今、カンボジアにおいて「知の財産」になっています。そのことは、現在だけでなく、将来のカンボジアの発展にとって、非常に重要な役割を果たすことでしょう。

森嶋先生が亡くなられたことは、大変残念で、心からお悔み申し上げます。しかし、人は、生まれて、年を取り、必ず最後に命は尽きるもので、森嶋先生も、その経験をされたということだと私は理解しています。森嶋先生の体はなくなってしまうても、先生が遺した功績や思想は、「知の遺産」として、カンボジアで生き続けています。森嶋先生のご冥福を心よりお祈りいたします。